

# 南三陸町国土利用計画

宮城県南三陸町

# 目 次

## 前 文

1 . 町土の利用に関する基本構想 -----	3
(1) 町土の概要 -----	3
(2) 町土利用の基本理念 -----	4
(3) 町土利用の基本方針 -----	4
(4) 利用区分別の町土利用の基本方向 -----	5
2 . 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要 -----	7
(1) 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 -----	7
(2) 地域別の概要 -----	9
3 . 2 に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要 -----	12
(1) 国土利用計画法等の適切な運用 -----	12
(2) 地域整備施策の推進 -----	12
(3) 町土の保全と安全性の確保 -----	12
(4) 環境の保全と地域の快適性・健康性の確保 -----	12
(5) 土地の有効利用の促進と土地利用転換の適正化 -----	13
(6) 町土に関する調査の推進と成果の普及啓発 -----	15

## 前 文

この計画は、国土利用計画法第 8 条の規定に基づき、南三陸町の区域における国土（以下「町土」という。）の利用に関して必要な事項を定め、町土利用の総合的・計画的な利用を図るための指針とするもので、第四次宮城県国土利用計画を基本とし、地方自治法第 2 条第 4 項の規定に基づく南三陸町総合計画基本構想に即して策定するものである。

なお、この計画は、社会情勢などの変化等に応じ、必要に応じて見直しを行うものとする。

## 1. 町土の利用に関する基本構想

### (1) 町土の概要

本町は、宮城県北東部、本吉郡南部に位置し、リアス式海岸の豊かな景観を有する南三陸金華山国定公園の一角を形成している。東は太平洋に面し、西は登米市、南は石巻市、北は本吉町にそれぞれ接している。

町の面積は163.74km<sup>2</sup>、東西約18km、南北約18kmで、町土の西部、北部及び南西部は、北上山地の支脈の東南に位置し、東部は海に向かって開けている。

中央部には、西に深く入り込んだ志津川湾があり、湾内には椿島や荒島などの島々が散在するリアス式海岸特有の景観を有している。

また、町域の約8割を森林地帯が占めるなど、水と緑が豊富な自然と美しい景観に恵まれた町土となっている。

人口は、昭和30年代以降、出生数の減少や若年層の流出により減少が続いている。社会的傾向としては、高齢化や少子化が顕在化している一方で、世帯数は年々増加しており、核家族化の傾向が進行している。

産業は、天然の良港と日本有数の養殖漁場を有していることから、養殖業や水産加工業、旅館や民宿による観光産業が盛んな一方、山村地域における農林業など、町土の特色を活かした産業が展開されている。

このような恵まれた町土は、町民だけではなく、農山漁村地域において心の豊かさや自然とのふれあいを求めている都市住民に対しても、高い水準の余暇空間を提供している。

一方、山間部に多くみられる急傾斜地は土砂災害を受けやすく、沿岸部はリアス式海岸により外洋に向い広く開いた湾口を有するため、これまでも幾度か津波や高潮の被害を受けており、防災面での対策が強く求められる。

また、生活排水などによる水質汚染、ゴミの増加などによる環境への影響、農林業従事者の減少や高齢化による町土の維持管理機能の低下は、森林の荒廃や農用地の遊休地化を招いており、町土の保全と管理が従来以上に必要とされている。

さらに、三陸縦貫自動車道の整備が着々と進み、今後、町全体の住民生活や産業経済に大きな影響を与えるとともに、宅地や工業用地、観光・レクリエーション用地等の需要が増えることが予想される。

## (2) 町土地利用の基本理念

町土は限られた町の貴重な財産であり、将来にわたって人々の日常生活や経済活動等の諸活動を支える共通の基盤である。今後、本町が持続的に生活の質の向上を遂げていくためには、この町土の保全を図りつつ、適切な活用を推進していくことが必要である。

平成19年度を初年度とする南三陸町総合計画の基本理念では、「自然 ひと なりわいが紡ぐ、安らぎと賑わいのあるまち 南三陸町」を将来像とし、その実現に向けて、総合的かつ計画的に、安全性、快適性など町土の質的向上に配慮しながら、広域的・長期的展望に立った土地利用の調整と地域の特性を活かした適切な土地利用を推進するものとしている。

このようなことから、町土とそれを基盤に先人から引き継がれた歴史・文化・自然を、今に活かし誇りを持って未来に引き継ぐことを町土地利用の基本理念とする。

## (3) 町土地利用の基本方針

町土の利用に当たっては、次の基本方針に即して、総合的かつ計画的に推進するものとする。

### 公共の福祉の優先

人々の生活・生産の共通基盤である町土の利用に当たっては、公共の福祉を優先し、町民だれもが安全に健康で文化的な生活を営むことができるように、適正な利用を図るよう努める。

### 自然環境の保全・継承と循環型社会形成に向けた土地利用の推進

美しい景観と生物の多様性が確保された自然環境の保全と継承に努め、生活・生産においては循環型社会形成に資する町土の有効活用を図るとともに、今後の土地利用の転換については、慎重な配慮の下で総合的かつ計画的に行う。

### 安全安心な町土の確立

森林の持つ町土保全機能の向上、水系の総合的管理を推進し、自然災害に対する備えを強化するとともに、市街地においては、避難場所の確保、電気、上下水道、通信、交通などのライフラインの代替・代用手段の確保などにより災害に対する安全性を総合的に高める。

#### (4) 利用区分別の町土地利用の基本方向

農用地については、意欲的な農業者を中心に既存農用地の効率的な活用、生産性の向上に努め、必要な農用地の確保と整備を図る。また、近年増加傾向にある耕作放棄地に対しては、環境保全の観点から積極的な活用に向けて、多様な農業のあり方・多様な農業従事のあり方を模索し、不断の良好な管理を通じて町土保全等農用地の多面的機能が高度に発揮されるよう配慮することにより極力その増加を抑制する。あわせて町民への安全安心な食物の供給、町民の健康づくり、都市住民との交流などを推進していくものとする。

森林については、町土の環境保全、水資源かん養、大気の浄化、地球温暖化の防止、さらに自然学習、レクリエーションの場等の公益的機能を総合的に発揮しうる持続可能な森林経営の確立に向け、必要な森林の確保と保全を図る。特に原生的な森林や貴重な動植物が生息・生育する森林等自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理を図る。

水面・河川・水路については、河川氾濫地域における安全性の確保を図る。また、水面、河川及び水路の整備に当たっては、自然環境の保全に配慮するとともに、自然の水質浄化作用、生物の多様な生息・生育環境、うらおいのある水辺環境等多様な機能の維持・向上を図る。

道路のうち、一般道路については、地域間の交流・連携を促進する高速交通体系を機軸として、良好な生活・生産基盤の整備を進めるため、道路の安全性・快適性等の向上、防災機能の向上及び公共・公益施設の利活用等、道路の多面的機能の発揮に配慮し、環境の保全に十分配慮する。また、農道及び林道については、農用地及び森林の適正な管理により有効活用を促進し、農林業の生産性向上を図る。

住宅地については、人口減少が進むなかでの世帯数の増加、高齢化の進行などに対応しつつ、地域特性に配慮した望ましい居住水準と良好な居住環境の確保を計画的に進める。特に宅地等の確保に当たっては、自然環境との共生、災害に関する地域の自然的・社会的特性を踏まえた適切な土地の確保、既存社会資本の整備状況などを鑑み、利便性が高くゆとりある快

適な環境の確保を図る。

商工業用地については、中心市街地における商業の活性化及び良好な環境の形成に配慮しつつ、既存事務所・店舗用地の有効活用を促進しつつ、必要な用地の確保を図る。

文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設、厚生福祉施設等の公用・公共施設の用地については、町民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して、既存ストックの有効利用を前提に必要な用地の確保を図る。また、施設の整備に当たっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮する。

既成市街地における低未利用地については、商業・水産業・観光業の連携によるにぎわいの再生や利便性の高い居住空間の確立を目標に、オープンスペース、公共施設用地、居住用地、事業用地等としての活用を図る。

沿岸域については、恵まれた漁場、美しいリアス式の海岸線を有しており、漁業、レクリエーション等各種利用への多様な期待があることから、自然的・地域的特性及び経済的・社会的動向を踏まえ、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、長期的視点に立った総合的利用を図る。

## 2．町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要

### (1) 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

計画の目標年次は平成28年とし、基準年次は平成16年とする。

町土の利用に関して基礎的な前提となる人口と世帯数については、平成28年においてそれぞれ約17,200人、5,600世帯になるものと想定する。

町土の利用区分は、農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地、その他の地目とする。

町土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の町土の利用の現況と各種事業などに伴う土地利用の変化に関する調査に基づき、将来人口及び土地需要の面積見通しなどをもとに、土地利用の総合的な調整を行いながら定めるものとする。

町土の利用に関する基本構想に基づく平成28年の利用区分ごとの規模の目標は次表のとおりである。

なお、この目標値は、今後の社会経済の動向の不確定さなどに鑑み、弾力的に理解されるべき性格のものである。



## 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

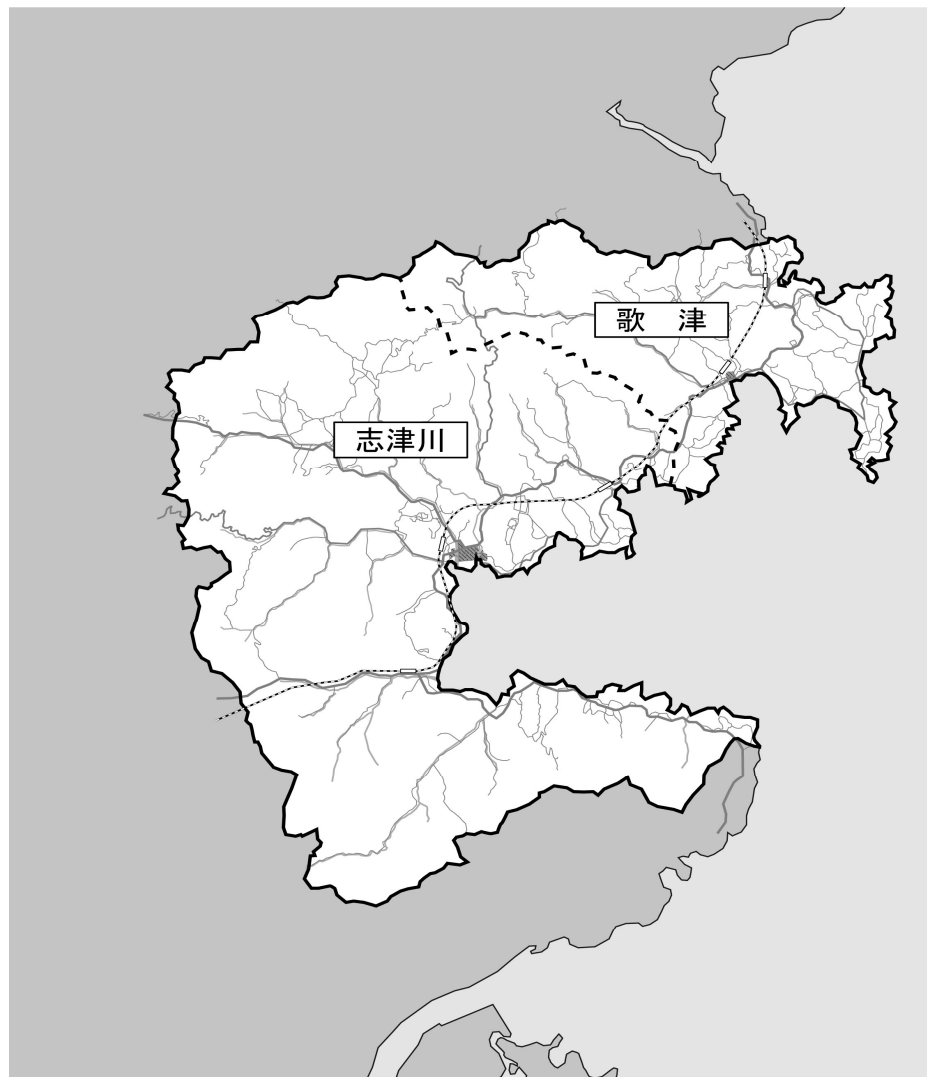
(単位：ha・%)

区 分	平成16年	平成22年	平成28年	構 成 比			増減率	
	基準年次	中間年次	目標年次	平成16年	平成22年	平成28年	H22/H16	H28/H16
農 用 地	1,465.0	1,426.0	1,383.2	8.9	8.7	8.4	2.7	5.6
農 地	1,390.0	1,351.0	1,308.2	8.5	8.3	8.0	2.8	5.9
田	527.0	521.0	513.6	3.2	3.2	3.1	1.1	2.5
畑	863.0	830.0	794.6	5.3	5.1	4.9	3.8	7.9
採草放牧地	75.0	75.0	75.0	0.5	0.5	0.5	0.0	0.0
森 林	12,635.0	12,632.8	12,582.2	77.2	77.2	76.8	0.0	0.4
原 野	45.0	45.0	45.0	0.3	0.3	0.3	0.0	0.0
水面・河川・水路	87.0	87.0	90.8	0.5	0.5	0.6	0.0	4.4
水 面	4.0	4.0	12.0	0.0	0.0	0.1	0.0	200.0
河 川	57.0	57.0	52.8	0.3	0.3	0.3	0.0	7.4
水 路	26.0	26.0	26.0	0.2	0.2	0.2	0.0	0.0
道 路	409.0	415.0	474.0	2.5	2.5	2.9	1.5	15.9
一般道路	289.0	295.0	354.0	1.8	1.8	2.2	2.1	22.5
農 道	52.0	52.0	52.0	0.3	0.3	0.3	0.0	0.0
林 道	68.0	68.0	68.0	0.4	0.4	0.4	0.0	0.0
宅 地	405.0	407.0	410.8	2.5	2.5	2.5	0.5	1.4
住宅地	306.0	308.0	311.8	1.9	1.9	1.9	0.7	1.9
工業用地	4.0	4.0	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の宅地	95.0	95.0	95.0	0.6	0.6	0.6	0.0	0.0
そ の 他	1,327.0	1,361.2	1,388.0	8.1	8.3	8.5	2.6	4.6
合 計	16,373.0	16,374.0	16,374.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0

(2) 地区別の概要

地域の区分は、土地利用の現況をはじめ、地域の自然的、社会的、経済的諸条件を考慮して、以下の2地区に区分する。それぞれの範囲は、次のとおりである。

地区の区分	地域の範囲（行政区）
志津川地区	林、大久保、保呂毛、田尻畑、中瀬町、廻館、旭ヶ丘、小森、八幡町、五の一、五の二、汐見、南町、十の一、十の二、本浜、大森第一、大森第二、天王前、新井田、沼田、袖浜、平西、平東、荒西、荒東、双苗、大上坊、清水、細浦、西田、旭ヶ丘、荒町上、荒町下、西戸上、西戸下、折立上、折立下、水戸辺、在郷上、在郷下、波伝谷上、波伝谷下、津の宮、滝浜、藤浜、長清水、寺浜、一区、二区、三区、四区、五区、六区、七区、八区、九区、十区
歌津地区	払川、上沢、樋の口、中在、石泉、葦の浜、寄木、伊里前上、伊里前下、館浜、泊浜、馬場、中山、名足、石浜、田の浦、港



地区別の概要は、次のとおりである。

#### ア 志津川地区

志津川地区の西部から南東部にかけては森林地帯と丘陵地帯が広がり、志津川湾に流れ込む河川はこれらの森林地帯に端を発し、森林地帯で育まれた水資源は、町民の生活や町の産業を支える源泉ともなっている。この山間部には集落が点在し、畜産、稲作、葉タバコなどの複合農業や菊などの施設園芸を行っているが、農業従事者の高齢化や後継者不足は、農用地や森林の管理水準の低下を招いているため、今後は既存の優良農地の維持・確保、遊休地の流動化による中核的農家への集積など農用地の維持・確保、及び森林の計画的な植林・間伐・伐採による健全な森林経営を促進し、森林・丘陵地帯の管理・保全に努める。近年では、廃校となった校舎を活用した地域産業や伝統文化を体験する観光・交流事業が活発化しており、周辺森林環境のさらなる活用に向け、森林のもつ公益的機能を総合的に発揮できるよう計画的な管理・整備を推進する。

また、地区中央部には早くから市街地が形成され、官公庁、文教施設、病院、福祉施設、産業・経済の各種主要機関が集積している。JR志津川駅や国道45号と国道398号が交差するなど広域交通の要所でもあり、気仙沼・本吉広域圏南部の中心地でもある。この市街地の北東部には商工団地が造成され、工業用地や倉庫、資材置場等の商工業関連企業の集中立地もみられる。

今後は、空洞化の進む中心市街地において、漁業や観光業と連携を図り、鮮魚店が続く街並みを活かした新たな構想も検討されており、これらの動きと連動して市街地の低未利用地の有効利用を促進し、地場産業の振興と地域の賑わいの再生に向けた取り組みを推進していく。

さらに地区の東部から南東部にかけては、沿岸部が続き、第1種・第2種併せて13箇所の漁港があり、その周辺には漁業を営む集落が点在している。恵まれた漁場を活かして沿岸漁業と養殖漁業が行われているが、近年では、かき、わかめ、ほたてなどの養殖業にその中心が移ってきている。今後も、漁業の振興との調和を図りながら土地利用を進めるとともに、水産資源の活用と快適な生活環境の整備を図る。

沿岸部は、神割崎をはじめ南三陸金華山国定公園に指定されており、例年県内外から多くの観光客が訪れる地域である。これらの美しい自然景観の保全を進めるとともに、人工海水浴場、スキューバダイビングな

ど海洋レクリエーションの促進に向けた土地利用を自然環境への配慮のもと促進していく。

なお、この地区の北部に三陸縦貫自動車道のインターチェンジが設置される予定であることから、今後周辺地域での宅地や工業用地、観光用地の需要の増大が予想されるが、自然環境の保全、農林業といった生産活動や集落の生活環境に十分に配慮し、長期的な見通しのもとに適切な土地利用を進めていくことが求められる。

## イ 歌津地区

歌津地区の西部は、山間地であり、伊里前川及び港川の上中流部沿いに集落及び農用地が点在するほか、大部分は森林となっている。現在、払川ダムを整備が進められる地区でもあり、田束山一帯の自然環境の保全に十分留意して水資源と森林機能の確保を図るほか、観光資源としての利活用も促進していく。

中央部は、国道45号沿道に市街地が形成され、公共施設、商業・業務施設、住宅地が集中しており、スポーツ、文化などにおいて地区の中心的な機能を提供している。今後は、優良農地の保全確保に配慮しつつ、道路や下水道等の生活関連基盤の整備や充実を図り、快適な居住環境の創出に努める。

地区の沿岸部には、泊崎半島を中心に南北に海岸が広がっており、この地域には第1種、第2種併せて10箇所の漁港がある。各漁港を中心として漁業が盛んに行われており、水産加工業や民宿業等海に関連した業種の土地利用が行われている。

この地区は、海と一体となった生産、生活空間となっていることから、今後も、陸域と海域を総合的にとらえた土地利用を推進する必要がある、漁港整備や水産加工処理施設などの水産関連施設の整備の推進に努める。

### 3. 2 に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

#### (1) 国土利用計画法等の適切な運用

国土利用計画法をはじめ、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法及び文化財保護法等の適切な運用により、本計画等の土地利用に関する計画を基本として、土地利用の総合的かつ計画的な調整を促進し、適正な土地利用の確保と地価の安定を図る。その際、土地利用の影響の広域性を踏まえ、関係行政機関相互間の適切な調整を図る。

#### (2) 地域整備施策の推進

町土の均衡ある発展を図るため、道路交通網や生活関連施設を整備するとともに、地域の特性を活かした地域整備施策を推進し、市街地、農山漁村における総合的環境の整備を図る。

#### (3) 町土の保全と安全性の確保

町土の保全と安全性の確保のため、流域内の土地利用との調和、地形等自然条件と土地利用配置との適合性に配慮しつつ、適正な土地利用への誘導を図る。

森林の持つ町土保全機能等の向上を図るため、地域特性に応じた管理の推進、森林管理への町民の理解と参加の促進、森林資源の積極的な活用やレクリエーション利用の促進などによる林業担い手の育成、山村における生活環境の向上を図るなどの基礎条件を整備する。

地域における安全性を高めるため、市街地等において、災害に配慮した土地利用への誘導、オープンスペースの確保、電気、上下水道、通信、交通などのライフラインの代替・代用手段の確保、危険地域についての情報の周知等を図る。

高潮、津波、波浪等による災害及び海岸浸食から人命、財産を守るための海岸保全施設の整備を推進する。

#### (4) 環境の保全と町土の快適性・健康性の確保

良好な環境を確保するため、公共事業の計画段階等において環境保全上の配慮を行うこと、開発行為等について環境影響評価を実施することなどにより土地利用の適正化を図る。

うるおいある町土を形成するため、自然風景、希少性等の観点からみてすぐれている自然については、生息域の開発や稀少生物の捕獲などの行為を規制することにより、その保全・保護に努めるとともに、農山漁村においては、適切な農林漁業活動、民間等による保全活動の促進、必要な施設整備等を通じて、自然環境の維持・形成を図り、森林、農用地等の緑空間を自然とのふれあいの場として確保する。

生活環境の保全を図るため、緑地帯の設置、住居系・商業系・工業系等の用途区分に応じた適正な土地利用への誘導等により土地利用の適正化に努めるとともに、河川等の流域において、水質保全に資するよう、緑地の保全その他自然環境保護のための土地利用制度の適切な運用に努める。また、土壌汚染の防止に努めるとともに、二酸化炭素の吸収源となる森林や市街地等の緑の保全・整備に努める。

廃棄物の発生抑制と資源リサイクルを一層進めるとともに、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止に努める。

#### (5) 土地の有効利用の促進と土地利用の転換の適正化

土地利用の転換を図る場合には、一度開発された自然環境や生態系の復元が難しいことや周辺地域への影響の大きいことに十分留意した上で、人口や産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して適正に行うこととする。また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案して必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講ずる。

農用地については、農地の流動化による新たな管理経営主体への農地の集積、農業後継者の育成、生産性の高い作物への転換等により、効率的な土地利用を図る。

利用転換を行う場合には、食糧生産の確保、農業経営の安定及び地域農業や地域景観等に及ぼす影響に留意し、他の土地利用との計画的な調整を図りつつ、優良農用地の確保・保全に十分考慮する。

森林については、木材生産等の経済的機能及び公益的機能を増進するため、森林資源の保全・整備を計画的に推進する。その際、自然とのふれあいの場、青少年の活動・育成の場等としての総合的な利用を促進するため、多様な森林の造成・管理と利用施設等の整備を図る。

利用転換を図る場合には、森林の保全と林業経営の安定に留意しつつ、

災害の発生、環境の悪化等公益的機能の低下を防止することを十分考慮して、周辺の土地利用との調整を図る。

水面・河川・水路については、治水及び利水の機能発揮に留意しつつ、生物の多様な生息・生育環境としての機能発揮のために必要な水質の保全に努める。

一般道路については、道路緑化等を推進して良好な街並み景観の形成を図り、農道や林道については、散策などのレクリエーションの場としての有効利用も図る。

住宅地については、居住環境の整備を推進するとともに、都市部住民との交流による定住化など長期的な需給見通しに基づく計画的な宅地供給を促進する。また、既成市街地においては、低未利用地の活用を促進するとともに、安全性の向上とゆとりある快適な環境確保に配慮しつつ、中層化や住宅機能と商業機能の複合化などの高度利用に努める。

工業用地については、地域社会との調和と公害防止を図るとともに、既存の工業団地のうち未立地のものの有効利用の促進を図る。

大規模な土地利用の転換については、その影響が広範囲であるため、周辺地域を含めて事前に十分な調査を行い、町土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用の確保を図る。また、地域住民の意向など地域の実情を踏まえた適切な対応を図るとともに、本町の基本構想など地域づくりの総合的な計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画などとの整合を図る。

農山漁村における農用地・宅地等が混在化する地域において土地利用の転換を行う場合には、土地利用の混在による弊害を防止するため、地目ごとの土地の集積に努めるなどにより、土地利用の調和を図る。

低未利用地のうち、耕作放棄地については、町土の有効利用並びに町土及び環境保全の観点から、周辺の土地利用との調整を図りつつ、森林、農用地等としての活用を積極的に推進する。また、市街地における低未利用地については、町土の有効利用及び良好な都市環境の形成の観点から、計画的かつ適正な活用を促進する。

(6) 町土に関する調査の推進と成果の普及啓発

適切な町土の利用に資するため、計画の推進等に当たっては既に実施した地籍調査や土地基本調査等の調査成果の活用を図るとともに、町土の科学的かつ総合的な把握を一層充実させるため、自然環境調査等町土に関する基礎的調査を推進する。

また、町民に対して、町土の適切な利用と保全などについて理解を促し、計画の総合性及び実効性を高めるため、調査結果の普及・啓発を図る。